

保存期間 30年

通達乙警第1206号

令和3年12月20日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

司法解剖対象死者に係る死体検案書料等の公費負担について

司法解剖を行う場合の鑑定処分許可状の請求に使用する死体検案書又は死亡診断書（以下「検案書等」という。）の発行に係る費用（以下「検案書料」という。）については、司法解剖対象死者に係る死体検案書料等の公費負担について（平成29年7月13日付け通達乙警第1139号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、より一層死者の尊厳への配慮を図るべく文言を整理し、今後は、下記により実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 目的

司法解剖を行う場合の鑑定処分許可状の請求に必要な検案書料を公費で負担することにより、遺族等の精神的及び経済的負担の軽減を図り、死者の尊厳に配慮することを目的とする。

2 検案書料

検案書料とは、検案書等の文書発行に係る手数料をいい、診断料、検案料、処置料等は含まない。

3 公費負担の要件

検案書料を公費で負担することができる場合は、司法解剖を行うための鑑定処分許可状の請求に検案書等を必要とする場合で、かつ、次のいずれにも該当しないときとする。

- (1) 加害者が、司法解剖対象死者の配偶者（内縁関係を含む。）、六親等内の血族又は三親等内の姻族であるとき。ただし、司法解剖対象死者が監護者性交等致死被害者である場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に規定する保護命令が発せられていた場合等、特段の事情がある場合は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議する。
- (2) 司法解剖対象死者が生存中に、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたことがあると認められるとき。
- (3) (1)から(2)までのほか、検案書料を公費により負担することが社会通念上適当でないと警察署長（以下「署長」という。）又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）（以下これらを「警察署長等」という。）が認めることにつき相当の理由があるとき。

4 公費負担の手続

- (1) 警察署長等は、司法解剖を行うための鑑定処分許可状の請求に検案書等を必要とする場合は、司法解剖対象死者を診断し、又は検案した医師若しくは医療機関に対し本制度を説明の上、検案書等の作成を依頼する。
- (2) 検案書料の支払手続は、検案書等の作成を署長が依頼した場合にあっては警察署において、高速隊長が依頼した場合にあっては警務部会計課において行う。

5 留意事項

警察署長等は、公費負担の適否について疑義があるときは、警務課長と事前に協議する。

6 その他

この通達に規定するもののほか、必要な事項は、警務部長が別に定める。